

医療法人 昭和会 昭和会病院 指定居宅介護事業所

1 事業所名 事業所番号	医療法人昭和会昭和会病院 指定居宅介護事業所 4210100121		
2 所在地	〒850-0918 長崎市大浦町10番40号 電話 095-824-0283 FAX 095-827-1833		
3 経営主体	医療法人 昭和会 理事長 今村 由紀夫		
4 事業の目的	障害者総合支援法下で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護事業を行い介護及び支援の必要な利用者に日常生活上の世話をを行うことにより、利用者本人並びにその家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。		
5 運営の方針	障害者総合支援法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活ができるようサービスを提供します。		
6 事業の実施区域	長崎市 長与町 時津町（旧高島町 旧伊王島町 旧外海町 旧琴海町を除く）		
7 事業の主たる対象とする障害の種類	身体障害者 知的障害者 精神障害者（児童含む）		
8 営業日 営業時間 サービス提供日 サービス提供時間	日曜日、国民の祝日、及び12月31日から1月3日を除く毎日 午前8時45分から午後5時30分 年中無休 午前6時から午後10時 ※上記の営業日、営業時間のほか、電話などにより24時間常時連絡が可能な体制とする。		
9 従業者の状況	管理者（兼サービス提供責任者） サービス提供責任者	徳永 武文 松本 由美子 前田 貴央 安谷 京子	諸山 棕 大亀 隼人 吉本 春奈
	訪問介護員 介護福祉士 介護職員実務者研修修了者 介護職員初任者研修課程修了者 事務員	5名 1名 25名 吉村 朱美	
10 従業員の勤務体制	管理者 サービス提供責任者 訪問介護員 事務員	午前8時45分から午後5時30分 午前8時45分から午後5時30分 午前6時から午後10時 午前8時45分から午後5時30分	
11 指定居宅介護の内容	○身体介護 ○家事援助 ○通院等介助(身体介護含む・含まない) ○外出時の移動中の介護(重度訪問介護のみ) ○同行援護(身体介護含む・含まない) ○居宅介護計画書作成やその他相談等		
12 利用者から受領する 費用の額	介護給付費を代理受領する場合は、原則として基本料金の一割です。個別減免や自治体助成が適用される場合は、受給者証に記載されたそれらの条件に基づき算定された金額が利用者負担額となります。なお、利用単位毎の利用料並びに利用者負担額について算定を行う場合は障害者総合支援法令により定められた単価、及び計算方法を用いることとします。 ※基本料金に対して早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増しとなります。 ※2人での派遣訪問の際は、2人分の料金となります。 ※下記の加算は該当する場合に料金が加算されます。		

加算項目	基本料金	利用者負担	加算内容
緊急時対応加算	¥1,018	¥102	居宅介護計画・重度訪問介護計画・同行援護計画において、計画的に訪問することとなっていない身体介護を伴う居宅介護・重度訪問介護・同行援護を24時間以内に行った場合 ※1月に2回が限度
初回加算	¥2,036	¥204	新規に居宅介護計画・重度訪問介護計画・同行援護計画を作成した利用者に対し、初回に実施した居宅介護・重度訪問介護・同行援護と同月内に、サービス提供責任者が自ら居宅介護・重度訪問介護・同行援護を行う場合又は他の訪問介護員等が居宅介護・重度訪問介護・同行援護を行う際同行訪問した場合
利用者負担上限額管理加算	¥1,527	¥153	当事業所において利用者負担額合計額の管理を行った場合

区分	収入状況	1ヶ月の負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課非課税世帯 市民税所得割額16万円未満(児童は28万円未満)	障害者 9,300円 児童 4,600円
一般2	市民税課非課税世帯(一般1に該当する者を除く)	37,200円

※なお、上記の1ヶ月あたりの負担上限額においては本人様の資産状況によって軽減措置 あります。

※その他の料金

利用者様のお住まいでサービスを提供する、水道・ガス・電気等の費用は利用者様の負担となります。

13 衛生管理等

当事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

2 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

14 虐待防止のための措置

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止などのために、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者:(サービス提供責任者): 徳永 武文
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ⑤ 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止等の検討等を行います。

虐待防止委員会

委員長	理事長	今村 由紀夫
委員	在宅部長	永松 順子
	サービス提供責任者	徳永 武文

15 身体拘束

当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び期間、その際の利用者の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

16 業務継続計画 (BCP)の策定等について	① 感染症や自然災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るために、BCP委員会を設置し、指針・要綱に基づき、必要な措置を講じます。 ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。 ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
17 ハラスメント対策について	サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が、暴力、ハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善やご理解が得られない場合には、契約を解除する場合があります。 (・叩く ・蹴る ・暴言で威嚇する ・怒鳴る ・体を押さえつける ・性的な発言をする ・叫ぶあるいは大声を出す)
18 苦情の受付等	当事業所における苦情の受付 午前8時45分から午後5時30分 苦情相談解決責任者 永松 順子 苦情相談窓口担当者 徳永 武文 苦情解決委員会(院長・苦情相談解決責任者・苦情相談窓口・第三者委員) 第三者委員における苦情受付 野村 紀代子 095－822－1976 石崎 利弘 095－827－0831 (下町民生委員) その他の苦情受付 長崎市障害福祉課 095－829－1141 長崎県社会福祉協議会 095－846－8600 長崎県運営適正委員会 095－842－6410
19 緊急時等における対応方法	訪問介護員は障害福祉サービスを実施中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。
20 事故発生時の対応	①利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ②利用者に対するサービスの提供により事故が発生し、障害が発生した場合不可抗力にによる場合を除き速やかに契約者に対して損害を賠償します。但し、契約書に重大な過失がある場合は、損害額を減額することがあります。 ③事故が発生した際、その原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。
21 その他運営についての重要事項	1. 居宅介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。 採用時研修 採用後1ヶ月以内 継続研修 年12回 2. 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。 3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれからの秘密を保持する旨に従業者との契約の内容とします。 4. 事業所は、指定サービス等に関する記録を整備し、サービス提供終了後5年間保存するものとします。 5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。